

令和 8 年 月 日

身延町上下水道事業管理者

身延町長 望 月 幹 也 様

身延町上下水道事業審議会

会 長 望 月 政 美

答 申 書

令和 8 年 6 月 1 日付け身公水第 41 号をもって諮問のありました水道料金及び下水道使用料の改定について、当審議会の意見は、次のとおりです。

はじめに

本町の上下水道事業は、長きにわたり町民生活を支える生活基盤として重要な役割を担っている。そして、その事業を将来へと引き継いでいくため、「身延町水道事業経営戦略」、「身延町下水道事業経営戦略」に基づき、健全で安全な事業運営に努めている。

水道料金等については、平成25年度に水道料金を、平成29年度に下水道使用料を増額改定したが、その後は、経営の健全化に努め経費の縮減や一般会計からの繰入金などで経営を維持してきた。

しかしながら、人口減少等による水需要の減少に加え、昨今のエネルギー価格や資機材価格の高騰の影響を受ける中、今後の経営状況は大きく悪化し、特に水道事業では、現状の経営規模を維持した場合、令和11年度には、収益的収支が逆転すると見込まれている。そのような中においても、増大する老朽化施設の更新、風水害等の激甚化する自然災害に備えた施設の改修等を行っていくためには、水道料金等の見直しを検討するなど、経営基盤の強化への取組みが必要となってきた。

当審議会においては、「水道料金及び下水道使用料の改定について」の諮問に対し、上下水道事業の概要、水道料金等のしくみや算定期間、経営状況や財政収支見通し、水道料金等の水準などについて、慎重に審議を行った。

事業を取り巻く環境が変化する中で、将来にわたる安定的な水道水の供給・快適な生活環境の維持に向けた事業と経営見通しなどを踏まえ、令和9年度以降の適正な水道料金及び下水道使用料に対して、次のとおり意見が集約されたので、ここに答申する。

1 水道料金

(1) 料金算定期間について

水道料金は、使用者の日常生活に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましいことから、算定期間については、令和9年度から令和13年度までの5か年とする。

(2) 料金改定基準日について

身延町水道事業経営戦略の報告のとおり、一般会計からの繰入金を維持した場合においても、令和11年度から赤字に転じることを考慮すれば、料金改定時期については、令和9年4月1日（令和9年4月使用分から）とする。

(3) 料金改定率について

身延町水道事業経営戦略の事業内容、財政収支見通し等を勘案し、水道料金については、平均改定率1.53倍とする。

(4) 料金体系について

現行の料金体系は、生活用水への配慮がされており、この体系から算定する料金収入で、算定期間内に必要な事業経営を行うことが可能であることから、料金体系については、改定の必要はない。

(5) 料金改定案について

以上の審議を踏まえ、当審議会で検討した料金改定案について、次に示す。なお、料金算定における消費税の取り扱いについては、10円未満切り捨て処理を廃止とする。

水道料金表

(消費税抜き)

口径	基本水量	基本料金 (1月につき)	超過料金(1立法 メートルにつき)
13 ミリメートル	10 立方メートル	940 円	200 円
20 ミリメートル		1,080 円	
25 ミリメートル		1,210 円	
30 ミリメートル		1,480 円	
40 ミリメートル		1,620 円	
50 ミリメートル		2,160 円	
75 ミリメートル		2,560 円	

メーター使用料

(1月につき1件当たり・消費税抜き)

メーター口径	金額
13 ミリメートル以下	90 円
13 ミリメートルを超え 20 ミリメートル以下	180 円
20 ミリメートルを超え 25 ミリメートル以下	210 円
25 ミリメートルを超え 30 ミリメートル以下	330 円
30 ミリメートルを超え 40 ミリメートル以下	390 円
40 ミリメートルを超え 50 ミリメートル以下	900 円
50 ミリメートルを超え 75 ミリメートル以下	2,400 円

2 下水道使用料

(1) 使用料算定期間について

下水道使用料は、使用者の日常生活に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましいことから、算定期間については、令和9年度から令和13年度までの5か年とする。

(2) 使用料改定基準日について

国が求める最低限の経営努力水準を早急に達成することを考慮すれば、料金改定時期については、令和9年4月1日（令和9年4月使用分から）とする。

(3) 使用料改定率について

身延町下水道事業経営戦略の事業内容、財政収支見通し等を勘案し、下水道使用料については、平均改定率1.57倍とする。

(4) 使用料体系について

現行の使用料体系は、生活排水への配慮がされており、この体系から算定する料金収入で、算定期間内に必要な事業経営を行うことが可能であることから、使用料体系については、改定の必要はない。

(5) 使用料改定案について

以上の審議を踏まえ、当審議会で検討した使用料改定案について、次に示す。なお、料金算定における消費税の取り扱いについては、10円未満切り捨て処理を廃止とする。

下水道使用料 (消費税抜き)

基本料金	汚水量	料金
	10 立方メートルまで	1,200 円
超過料金	汚水量	1 立法メートルにつき
	10 立方メートルを超え、 20 立方メートル以下の部分	180 円
	20 立方メートルを超え、 30 立方メートル以下の部分	190 円
	30 立方メートルを超える部分	200 円

3 付帯意見及び要望事項

- (1) 町民の日常生活に必要不可欠なライフラインである上下水道事業としての役割を果たし続けていくため、料金改定後においても、能率的な事業運営や行財政改革を継続し、健全な経営ができるよう努められたい。
- (2) 独立採算制を原則とする上下水道事業の健全な運営を保つためには、受益者負担による料金の適正化を図ることが望ましいが、町民負担等を考慮した料金改定率の抑制により財政・投資計画の上下水道料金収入に不足が生じた場合は、施設改修等に遅延がないよう一般会計からの補助等を検討されたい。
- (3) 持続可能な上下水道事業経営には、人材の育成が不可欠であり、経営ノウハウ・技術力の確保は重要な課題である。特に人事異動などにより専門性の高い人材の配置や育成が困難で、上下水道における経営・技術の低下が懸念されることから、長期的な視点から適正な人材の確保に努められたい。

身延町上下水道事業審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	所 属
会 長	望月 政美	上下水道使用者
副会長	内藤 政次	水道使用者
委 員	山下 利彦	町議会議員
委 員	遠藤 一彦	町議会議員
委 員	深山 光信	町議会議員
委 員	市川 司	町議会議員
委 員	佐野 鈴江	水道使用者
委 員	深沢 允江	上下水道使用者
委 員	伊藤 愛子	水道使用者
委 員	小倉 是勇	上下水道使用者
委 員	中村 京子	上下水道使用者
委 員	笠井 茂	上下水道使用者
委 員	広島 法明	識見者
委 員	赤池 義明	識見者
委 員	遠藤 一夫	識見者